

48時間でできる ローカルフード条例

2022年7月

弁護士 水上貴央

ローカルフード条例とは？

- ▶ 地域において種や苗を育て農業を進めていくことによって、地域自体を活性化していくために、
 - ▶ 1 ビジョン
 - ▶ 2 目標
 - ▶ 3 行政の役割と責務
 - ▶ 4 具体的な推進策や支援政策
 - ▶ 5 民間主体の役割
 - ▶ 6 多様な主体による連携にあり方
- などの、実際取り組みを進めていくための根拠となるものを定めた条例

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律とは？

- ▶ 地域在来品種等の〈種苗の保存〉及び〈利用等の促進〉に関し、「基本理念」、「基本方針の策定」その他の必要な事項（情報提供、種苗の提供、生産技術支援、人材育成や知識継承、農業者への支援等）を定めることにより、
- ▶ 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し
- ▶ もって①農業の持続的かつ健全な発展及び農村その他の地域の活性化、②食料の安定供給の確保、③国民の豊かな食生活の実現
- ▶ に寄与することを目的とする法律

基本理念

地域在来品種等の種苗



<課題>

経済性その他の事情から民間だけでは保存や利用が難しい

公的支援

地方自治体

区域の自然的経済的社会的諸条件に応じ、
創意工夫を生かしつつ主体的に取り組む

国

農林水産省が基本方針を定め、
地方を積極的に支援

種苗の保存及び利用等の促進に当たっては、取組を行う農業者の権利利益が保護されるよう配慮されなければならない。



農業者 = 重要な役割

条文の基本構成

- ▶ 第一条（目的）
- ▶ 第二条（定義）
- ▶ 第三条（基本理念）
- ▶ 第四条（基本方針）
- ▶ 第五条（都道府県計画等）
- ▶ 第六条（都道府県及び市町村に対する国の支援）
- ▶ 第七条（地域在来品種等の種苗の収集及び保存並びに提供等）
- ▶ 第八条（技術の開発及び普及）
- ▶ 第九条（人材の育成及び確保）
- ▶ 第十条（連携の強化）
- ▶ 第十一条（農業者等に対する支援）
- ▶ 第十二条（国民の理解と関心の増進）
- ▶ 第十三条（農業者の意見の反映）

助言・情報提供・財政支援等

体験活動・学校給食での利用促進・広報活動等

自分たちで条例を作る議論をすることで ローカルフードについて考えよう

- ▶ 自分たちで条例を作るという目標を立てて、以下のようなステップで、議論を進めてみましょう
- 1. 今の状態の何が問題かをはっきりさせる
- 2. 自分たちの地域の特性や課題を明確にする
- 3. どんな仕組み、制度でこの問題を解決するかという方向性を定める
- 4. 具体的な条文の目次に落とし込んでみる

4 8 時間で何をするか

達成目標：どんな条例を作りたいかが定まり、自治体や地方議会の担当者に相談できる具体性の条文イメージができる

DAY1

AM	<p><u>レクチャー ①</u> 世界の動きとこのままの2050年を知る</p> <p><u>ワーク ①</u> 地域の現状と課題を整理してみよう</p>
PM	<p><u>ワーク ②</u> 条例で掲げたいビジョンを考えよう</p> <p><u>ワーク ③</u> 盛り込みたい仕組みのアイデアを出そう</p>

DAY2

AM	<p><u>レクチャー ②</u> ローカルフード法案の仕組みを知る</p> <p><u>ワーク ④</u> 条文化に向けた手法を議論してみよう</p>
PM	<p><u>レクチャー ③</u> 他地域の取組みを知る</p> <p><u>ワーク ⑤</u> モデル目次案をベースに、条文イメージを考えてみよう</p>

Step1 立法事実を整理する

- ▶ 条例を作る第一歩は、自分たちの生活する地域の特性と、現在の課題をはっきりさせることです。
- 1. 地域内で生産される農作物はどんなもので、登録品種はどのくらいあるのか。
- 2. ローカルフードの地域内での利用状況（学校給食等）。
- 3. 地域の農業従事者の課題認識。どのような作物で自家増殖ができなくなるとどのくらい問題なのか。
- 4. 種や苗、水や土に地域が主体的にアクセスできなくなると、どんな問題が生じるか。

Step2 条例に入れるべき要素を考える①

- ▶ この条例で実現したいビジョンや目標を考えてみましょう。
 1. 2050年にどのような生態系や食文化を実現していきたいかというビジョンを打ち出したい。
 2. 自分の地域でローカルフードを推進したり、食を通じた健康増進を図っていくことを明確に打ち出したい。
 3. 地域内でローカルフードを推進していくために必要な環境整備について行政の責務として規定したい。

Step2 条例に入れるべき要素を考える②

- ▶ この条例で具体的に実現したい仕組みや手法も考えてみましょう。
- 4. 正当な自家増殖が今後も継続でき、地域内の農業が衰退しないように配慮する調整がされるようにしたい。
- 5. 地域内の安全な種や種苗を積極的に地域でブランド化して、拡大させていきたい。
- 6. 地域内の農産物を学校給食等に用い、子供たちに地域のローカルフードを守る大切さ伝えたい

Step3 条文化に向けて方法を整理する

- ▶ 実際に条文を作りこむために、どうやって課題解決するかを話し合い、アイデアを練りこんでいきましょう。
- 1. 2050年のビジョン、スローガン、目標。
- 2. 3年程度の行政計画（市町村計画等）の策定と持続的改善を盛り込む
- 3. 農業従事者の自家増殖が継続できる調整・配慮規定
- 4. 飲食店での積極活用などの民間の役割規定
- 5. 健康や環境配慮を促進するための基金や税制等の財源規定

Step4 目次イメージに当てはめてみる

- ▶ 話し合った内容を目次イメージに当てはめ、第一ドラフトを作ってみましょう。

条例目次例

第1条（目的）

第2条（行政の責務）

第3条（ローカルフード推進計画）

第4条（地域における適正な自家増殖の維持）

第5条（農業試験場等が保有する権利の適正な利用と調整）

第6条（学校等における食育教育の推進）

第7条（地域内事業者の役割）

第8条（地域住民との協働）

第9条（他地域との連携）

第10条（ローカルフード推進基金）

Step5 作った条文イメージを共有する

- ▶ 全部の条文イメージができなくても、1条でも作れたら、同じような取組みをしている人たちと共有しましょう。

